

令和3年9月30日まで経過措置の基準

令和3年10月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○訪問看護管理療養費

区分	項番	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式※
訪問看護管理療養費	1	機能強化型訪問看護管理療養費1	「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」第2条第1項に規定する看護師等のうち、6割以上が看護職員であること。なお、看護職員の割合の算出に当たっては、当該訪問看護ステーションにおける常勤換算した看護職員の数を、常勤換算した看護師等の数で除して得た数とすること。	機能強化型訪問看護管理療養費1	別紙様式6 (3.～11.の記載は省略することができること)
	2	機能強化型訪問看護管理療養費2	看護師等のうち、6割以上が看護職員であること。なお、看護職員の割合の算出に当たっては、当該訪問看護ステーションにおける常勤換算した看護職員の数を、常勤換算した看護師等の数で除して得た数とすること。	機能強化型訪問看護管理療養費2	別紙様式6 (3.～11.の記載は省略することができること)
	3	機能強化型訪問看護管理療養費3	看護師等のうち、6割以上が看護職員であること。なお、看護職員の割合の算出に当たっては、当該訪問看護ステーションにおける常勤換算した看護職員の数を、常勤換算した看護師等の数で除して得た数とすること。	機能強化型訪問看護管理療養費3	別紙様式6 (3.～11.の記載は省略することができること)